



# 家内労働

令和5年  
夏号  
No.195

## ◆ 私たちにご相談ください! ◆

私たち家内労働相談員は、皆さまの作業場などをお訪ねして、有機溶剤健康診断、作業場の環境改善、工賃に関すること、傷病共済制度や労災保険特別加入制度など、各種相談をお受けしています。

また、「家内労働相談コーナー」には、相談員が常駐していますので、お気軽にご相談ください。

当コーナーでは、製靴関係の仕事情報を掲示しています。情報はインターネットでも閲覧することができ、ご希望の方には、更新情報をメールでお届けいたしますので、是非ご利用ください。

### 相談員 紹介

家内労働相談員の4人です。

相談コーナー、巡回相談等で皆様と接する機会があった際には、どうぞよろしくお願いいたします。

大野  
相談員

鳩山  
相談員

守屋  
相談員

柳川  
相談員

### 目次 INDEX

- ◆ 私たちにご相談ください ～家内労働相談員の紹介～ ..... 1
- ◆ 労災保険特別加入制度のお知らせ ..... 2・3
- ◆ 今年度も有機溶剤健康診断を受けましょう! ～健康維持のためには定期的に受診することが大切です～ ... 4
- ◆ 「労働衛生環境改善助成金」をご活用ください ..... 5
- ◆ 委託者の方々へ・家内労働相談コーナーのご案内 ..... 6

# 労災保険特別加入制度のお知らせ



労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、傷害、死亡などに対して保険給付を行う制度ですが、一定の要件を満たす家内労働者の方も、「特別加入」という形で任意加入ができます。

労災保険に特別加入すると、仕事が原因で負傷したり、病気にかかってしまったときに、無料で治療や薬剤の支給を受けられ、また、その療養のために休業した場合に一定の給付を受けることができます。



## 1. 労災保険に特別加入すると

仕事が原因でおきた「けが」や「病気」について

- ▶ 労災病院や労災保険指定医療機関等にかかったときは、無料で診療が受けられます。
- ▶ その他の医療機関にかかったときは、療養に要した費用が支給されます。
- ▶ 「けが」や「病気」の療養のため、働くことができないときは、休業4日目から休業補償給付を受けられます。

このほか、障害が残ったときは障害補償給付が、不幸にして亡くなられたときは遺族補償給付が支給されます。

## 2. 特別加入できるのは

次ページ【表1】の対象作業に従事している家内労働者及びその補助者の方々です。

## 3. 特別加入するには

すでにある「家内労働者の特別加入団体」に加入するか、または、新たに特別加入団体を作って東京労働局長の承認を得ることが必要です。保険料については自身で負担する必要があり、加入した団体を経由して納付します。

## 4. 保険料は

特別加入者の給付基礎日額が基礎となり、次の計算式によって求められます。

$$\text{【年間保険料】} = \text{給付基礎日額}^{(注1)} \times 365日 \times \text{保険料率}^{(注2)}$$

特別加入者の保険料率及び年間保険料は【表1】、【表2】(次ページ)のとおりです。

保険期間は1年(4月1日から翌年の3月31日まで)ですが、年度途中でも加入できます。なお、作業内容、加入前の作業従事期間により加入時健康診断が必要となる場合があります。

(注1) 給付基礎日額は、労災保険の給付額算定の基礎となるもので、申請に基づいて東京労働局長が決定します。なお、給付基礎日額は、2,000円から25,000円の範囲で19段階あります。

(注2) 保険料率は家内労働者の作業内容によって異なります。

## 5. ご相談は

東京労働局(☎03-3512-1614)またはお近くの労働基準監督署へご相談ください。

【表1】保険料率表

対象作業	保険料率
①プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤またはフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布または紙の加工の作業	1,000分の15
②金属製洋食器、刃物、バルブまたはコックの製造または加工に関する作業のうち、以下のいずれかに当たるもの ・研削盤やバフ盤を使用して行う研削または研まの作業 ・溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ、焼きもどしの作業	1,000分の15
③有機溶剤や有機溶剤含有物または特別有機溶剤等を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの ・履物、靴、袋物、服装用ベルト、グラブ、ミット（化学物質製、皮製、布製のものに限る） ・木製または合成樹脂製の漆器	1,000分の6
④陶磁器の製造に関する作業のうち、以下のいずれかに当たるもの ・粉じん作業 ・鉛化合物を含有する釉薬を使って行う施釉の作業 ・鉛化合物を含有する絵具を使って行う絵付けの作業 ・施釉、絵付けを行ったものの焼成の作業	1,000分の17
⑤動力により駆動する合糸機、撚糸機または織機を使用して行う作業	1,000分の3
⑥木工機械を使用して行う作業のうち、以下のいずれかの製品の製造または加工に関するもの ・仏壇 ・木製または竹製の食器	1,000分の18

【表2】年間保険料

(単位：円)

給付基礎日額	保険料算定基礎額	年間保険料				
		表1の①②(0.015)	表1の③(0.006)	表1の④(0.017)	表1の⑤(0.003)	表1の⑥(0.018)
25,000	9,125,000	136,875	54,750	155,125	27,375	164,250
24,000	8,760,000	131,400	52,560	148,920	26,280	157,680
22,000	8,030,000	120,450	48,180	136,510	24,090	144,540
20,000	7,300,000	109,500	43,800	124,100	21,900	131,400
18,000	6,570,000	98,550	39,420	111,690	19,710	118,260
16,000	5,840,000	87,600	35,040	99,280	17,520	105,120
14,000	5,110,000	76,650	30,660	86,870	15,330	91,980
12,000	4,380,000	65,700	26,280	74,460	13,140	78,840
10,000	3,650,000	54,750	21,900	62,050	10,950	65,700
9,000	3,285,000	49,275	19,710	55,845	9,855	59,130
8,000	2,920,000	43,800	17,520	49,640	8,760	52,560
7,000	2,555,000	38,325	15,330	43,435	7,665	45,990
6,000	2,190,000	32,850	13,140	37,230	6,570	39,420
5,000	1,825,000	27,375	10,950	31,025	5,475	32,850
4,000	1,460,000	21,900	8,760	24,820	4,380	26,280
3,500	1,277,500	19,155	7,662	21,709	3,831	22,986
3,000	1,095,000	16,425	6,570	18,615	3,285	19,710
2,500	912,500	13,680	5,472	15,504	2,736	16,416
2,000	730,000	10,950	4,380	12,410	2,190	13,140

※表の数字は一人分の金額です。

※特別加入者全員の保険料算定基礎額を合計した額に千円未満の端数が生じるときは端数切り捨てとなります。

※保険料は、確定申告時に社会保険料控除の対象となります。

【別表】労災保険給付の内容について

こんなときは	給付の種類	保険給付	特別支給金	
仕事上の傷病にかかり	労災病院や労災保険指定医療機関にかかったとき	療養補償給付	無料で診療が受けられる 療養に要した費用が支給される	
	上記以外の医療機関にかかったとき	療養補償給付		
	傷病の療養のため仕事ができないとき (休業4日目以降)	休業補償給付	休業4日目以降1日につき60%	休業4日目以降 1日につき20%
	療養開始後1年6か月たっても治らず、障害の 程度が傷病等級に該当するとき	傷病補償年金	年金245～313日分	100万円～114万円 (一時金)
	「病氣」「けが」が治っても、障害等級に該当する 障害が残ったとき	障害補償給付	年金131日～313日分 または一時金56～503日分	8万円～342万円 (一時金)
	死亡したときその遺族に	遺族補償給付	遺族の人数により 1年間に153～245日分 受給資格を持つ遺族がいらないとき 1,000日分(一時金)	300万円 (一時金)
	葬祭料	30日分+31.5万円または60日分のいずれ か高い方		

※傷病補償年金、障害補償給付は等級により、保険給付の額が異なります。

※仕事上の「病氣」「けが」による一定の障害により、現に介護を受けている方は、介護補償給付を受けられる場合があります。

※作業場における作業又は作業の準備、後始末による「災害」については保険給付を行いますが、自宅から作業場、自宅もしくは作業場から委託者の事務所の往復における「災害」については、保険給付を行いません。



今年度も

# 有機溶剤健康診断を受けましょう!

～健康維持のためには定期的に受診することが大切です～

有機溶剤健康診断は、ご自宅または作業場の近くの指定医療機関で、年度末まで受診することができます。有機溶剤を使用している家内労働者の方は、年1回の受診機会を、ぜひご活用ください。

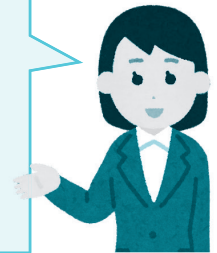
**問い合わせ先** 東京都家内労働担当 ☎ 03-5320-4654

Q

有機溶剤の健康診断ってどんなことをするの?



A. 有機溶剤健診の内容は、主に尿検査と医師による問診なのでとても簡単です。  
さらに区などが実施している健康診断と一緒に受診すれば、尿をちょっと多めに採るだけで一度に二つの健康診断が受診できるのでとても便利です。  
東京都はこの便利な「同時受診」をみなさまにおすすめしています。



Q

どういう人が健診の対象となるの?



A. 皮革業に従事し、有機溶剤を含む接着剤や両面テープなどを使用している、次の①か②の条件を満たす方であれば、どなたでも受診できます。  
① 都内在住の家内労働者および補助者の方  
② 他県在住で都内に作業場がある家内労働者(通い職人)の方  
ただし、②の方は同時受診できません。基本の健康診断はお住まいの地域で受診していただき、有機溶剤健康診断のみ作業場がある区の指定医療機関で受診することができます。

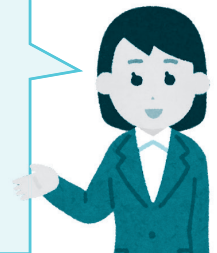


Q

どこに行けば健診が受けられるの?



A. ① 都内在住の家内労働者および補助者の方  
→ご自宅か、または作業場(都内)のある地域の指定医療機関  
② 他県在住で都内に作業場のある通い職人の方  
→作業場のある地域の指定医療機関  
その他の地域で受診を希望される方は、お問い合わせください。他の地域で受診される場合、同時受診はできません。

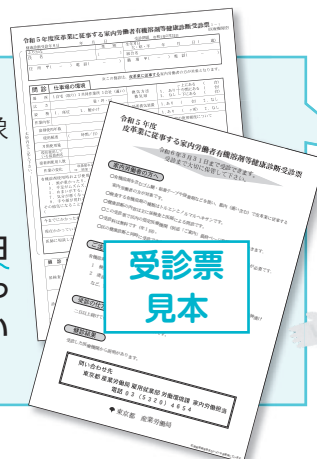


Q

受診するにはどうすればいいの?



A. 受診するには、ピンク色の「受診票」が必要です。家内労働相談員が、巡回相談の時に健診の対象だと思われる方々へ「受診案内」と「受診票」をお届けするか、ご自宅に郵送しています。  
今年度の有機溶剤健康診断は令和6年3月31日まで受診できます。受診する地域や年齢によって、受診方法が違ってきますので、詳細についてはお問い合わせください。



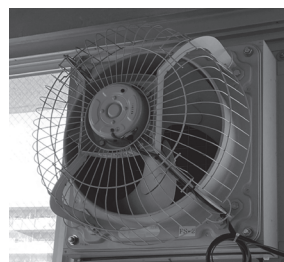
# 「労働衛生環境改善助成金」をご活用ください

## 活用例1：エアコン（その他必要な安全衛生設備）



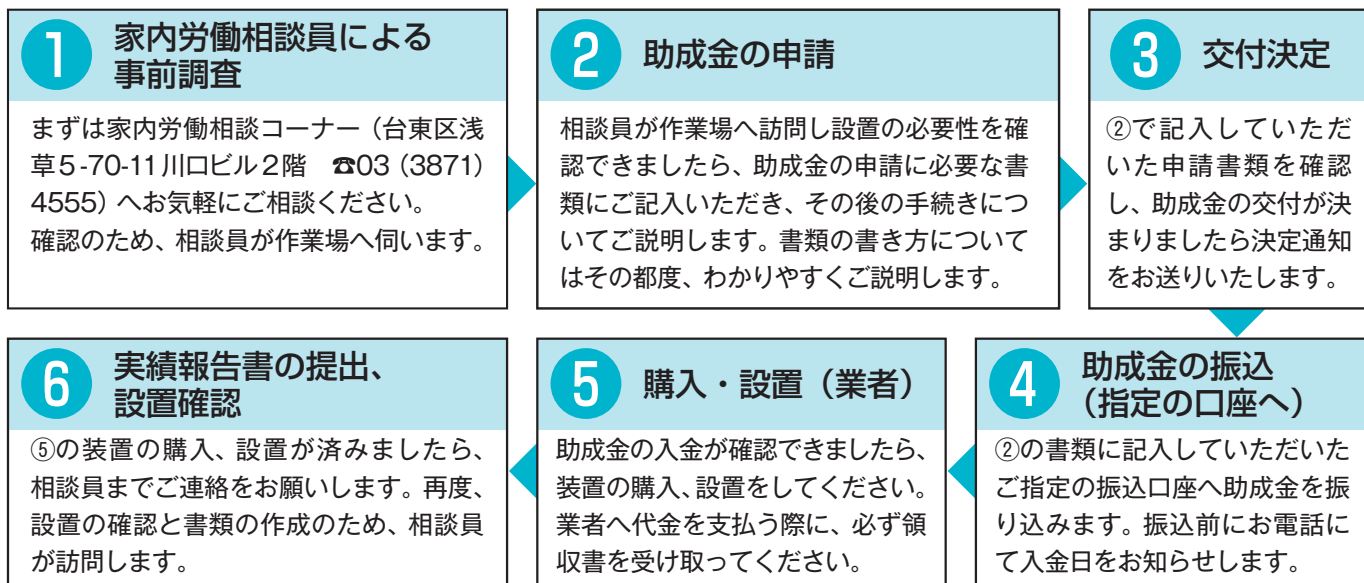
エアコンの設置により作業場の空気環境・温熱条件が改善され、熱中症等の健康リスクが低い、快適な作業環境が整いました。  
 購入価格：80,780円  
 助成対象額：40,390円  
 (50%を都が助成)

## 活用例2：換気扇（全体換気装置）



換気扇の設置により、作業場の空気流動が促され、溶剤の空気中への滞留が少なくなり、臭気も大幅に軽減されました。  
 購入価格：33,000円  
 助成対象額：24,750円  
 (75%を都が助成)

### ▼ 設置までの主な流れ ▼



助成対象設備	助成率	1台あたり助成限度額
全体換気装置（換気扇）	75%	40,000円
局所排気装置（集じん機を含む）	75%	260,000円
空気清浄装置（作業所用）	50%	105,000円
型抜き機等の安全装置	75%	158,000円
その他必要な安全衛生設備	50%	158,000円

助成対象者	
1～5すべてにあてはまる家内労働者	
1	都内に引き続き1年以上居住していること
2	有機溶剤を使用する作業、型抜き作業、皮すき作業、その他健康を害するおそれのある作業等に従事し、今後も継続する見込みがあること
3	現在の作業環境で健康を害するおそれがあること
4	自己負担分の出資が可能であること
5	前年事業所得が620万円以下であること（給与所得として申告している場合は、総収入額が811万円以下であること）

※助成の対象となるのは、新規に設置する設備の購入費と工事費の合計額です。  
 ※複数の設備を取り付ける場合は、それぞれの設備が助成対象になります。

### ◆お手持ちの設備を修理する際も、是非ご相談ください◆

老朽化や故障によって効果が弱まった装置について、部品を交換することでその装置の効果を高めることができる場合、部品交換費用の一部が助成対象となることがあります（助成率50%）。

問合せ先 家内労働相談コーナー ☎ 03-3871-4555

## ■委託者の方々へ…製靴関係の仕事の情報をお寄せください

東京都では、履物関係の家内労働者に対して、仕事の情報(職人募集情報)を提供しております。  
 裁断・製甲・底付・仕上げなどの職人をお探しの場合は、相談コーナーへFAX(03-3871-4550)でお申し込みください。情報は1ヶ月掲示いたします。申込用紙は相談コーナーにございますので、お問い合わせください。  
 TOKYOはたらくネットからもダウンロードできます。

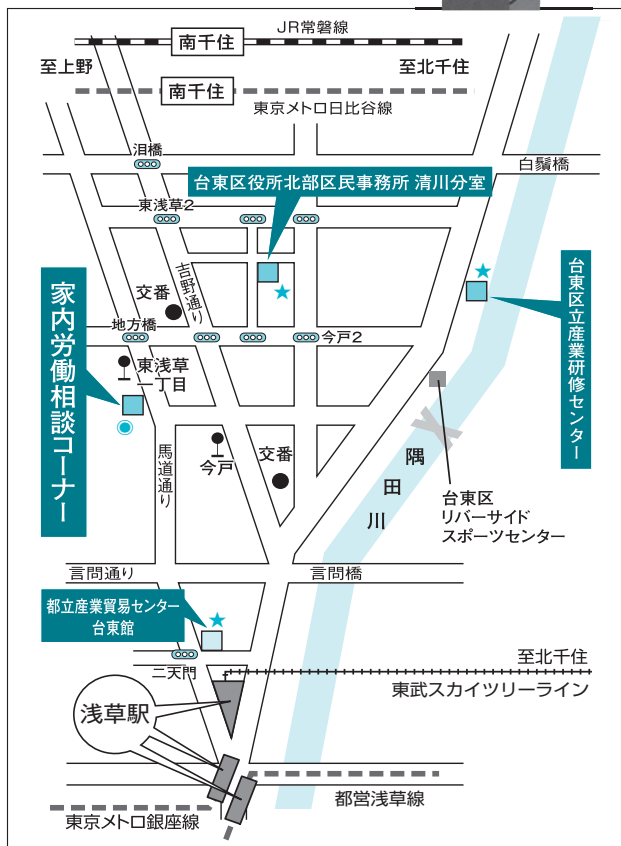
《職人募集の掲示依頼書》  
 〒231-0322 東京都台東区清川5-70-11 川口ビル2階  
 FAX 03-3871-4550

職種	1 職人職 2 職人職 3 その他( )
内容	1 裁断 2 製甲 3 底付 4 仕上げ 5 その他( )
作業形態	1 専任仕事 2 兼い 3 その他( )
内容・詳細 その他条件	
事業所名 所在地 電話番号 担当氏名	

# 家内労働相談コーナーのご案内



相談日時	月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9時～17時
所在地	〒111-0032 東京都台東区浅草5-70-11(川口ビル2階)
電話	03-3871-4555
FAX	03-3871-4550
交通案内	【鉄道】 「東京メトロ銀座線」「都営浅草線」 「東武伊勢崎線」浅草駅下車徒歩15分 【都バス】浅草駅より 東42甲 南千住行「今戸」下車 徒歩2分 草64 池袋東口行「東浅草一丁目」下車 徒歩1分



## 専門的在家内労働者(製靴関係)の方々へ 仕事情報を提供しています

提供期間	1情報・原則1ヶ月
提供内容	職種・作業形態・委託者名(所在地・電話)
提供方法	電話・FAX・インターネット・メール・閲覧にて
電話	03-3871-4555(家内労働相談コーナー)
メール	メールで最新情報をお届けします。 ※ご利用にはメールアドレスの登録が必要です。 ご希望の方は家内労働相談コーナーへご連絡ください。
インターネット	<a href="https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/">https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/</a> 東京都のホームページ(TOKYOはたらくネット) *画面の下方の「履物家内労働者の仕事情報」をクリックしてください。

- 閲覧** 閲覧できる日、時間はそれぞれの施設の窓口開設時間に準じます。
- 家内労働相談コーナー(台東区浅草5-70-11 川口ビル2階)
  - ★台東区役所北部区民事務所 清川分室(台東区清川1-23-8 1階)
  - ★都立産業貿易センター 台東館(台東区花川戸2-6-5 1階)
  - ★台東区立産業研修センター(台東区橋場1-36-2 1階)
  - ・台東区文化産業観光部産業振興課(台東区東上野4-5-6 9階)
  - ・しごと発見プラザかつしか(葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか1階)
  - ・JOBコーナー町屋(荒川区荒川7-50-9 センターまちや3階)
  - ・すみだ就職相談室(墨田区吾妻橋1-23-20 墨田区役所1階)
  - ・足立区産業経済部企業経営支援課(足立区中央本町1-17-1 足立区役所南館4階)

※令和5年7月現在、FAXによる仕事情報の取り出し機能が、一時的に利用できなくなっています。インターネット環境のない方には別の方法(電話、FAX送信、メール配信等)で更新情報をお届けしますので、お手数ですが家内労働相談コーナーまでお知らせください。



TOKYOはたらくネット  
<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/>

